

簡易処理票

収受・起案 令和5年 1 月 19 日	収 受 番 号 80
決裁・施行 令和5年 1 月 19 日	文書分類記号 058. 8-00
保存期間 ☐ 3年 ☒ 1年 ☐ () 年	簿 冊 番 号 24-300
廃棄期日 令和7年 1 月 1 日	起案係・氏名 山岡道平

2 1
年 1 月 1 日 廃棄
第 1 号
5. 年 1 月 1 日 19

所属長



調査官



管理官



捜 査 課 長

不携帯者等取扱い時に、
て」（昭和46年9月3日
が、依然として確実な
たない状況にあること

から、次により人定確認を徹底してください。

1. 事故発生現場等における確認

(1)

免許保有状況等の確認

ア

イ

(2)

身分証明書による確認

ア

イ

ウ

(3)

電話による確認

ア

イ

ウ

エ

2. 事後捜査等における確認

(1) 運転免許証の確認

ア

イ

2 1
令和6年 2 月 6 日 廃棄 40
交 捜 第 1 号
令和5年 1 月 19 日

関係各所属長殿

交通捜査課長

人定確認の徹底について（通知）

現在、交通事故事件捜査において、無免許運転者及び運転免許証不携帯者等取扱い時に、当該運転者の人定確認を「無免許運転者等取扱要領の制定について」（昭和46年9月3日例規（交指・免・試験）第52号）等により行っているところですが、依然として確実な人定確認を怠ったことにより氏名冒用事件に発展する事案が後を絶たない状況にあることから、次により人定確認を徹底してください。

1 事故発生現場等における確認

(1) 免許保有状況等の確認

ア

イ

(2)

身分証明書による確認

ア

イ

ウ

(3)

電話による確認

ア

イ

ウ

エ

2 事後捜査等における確認

(1) 運転免許証の確認

ア

イ

ウ

エ

(2) 身柄引請人による確認

ア 身柄引請は原則親族からとし、やむを得ず親族以外の知人等を身柄引請人とする場合であっても、身柄引請人から対象者の人定確認を行ってください。

また、身柄引請人の人定確認についても、身分証明書で行ってください。

イ 事件送致前の確認

各級幹部は決裁時等において、人定確認が確実に行われているか、自称だけで人定を特定していないか等を確認してください。

確実に確認できていない場合は、前記1、2の方法による人定確認を徹底してください。

以 上

(この係 交通捜査課)

交05-●●